

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案
要綱

第一 関係法律の改正

一 環境省設置法の一部改正（第一条関係）

1 原子力の安全の確保を図ることを環境省の任務に加え、この任務を達成するための所掌事務、環境大臣による勧告等について定めること。

2 環境省に原子力規制庁を置き、その長は原子力規制庁長官とし、その任務、所掌事務及び審議会等について定めること。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 国家行政組織法の一部改正（第二条関係）

環境省の副大臣及び大臣政務官の定数を改める等所要の改正を行うこと。

三 原子力基本法の一部改正（第三条関係）

1 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の

健康及び環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とすること。

2 原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省に原子力安全調査委員会を置くこと。

3 原子力安全委員会を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこと。

4 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正（第四条関係）

原子力安全委員会の廃止に伴い、原子力委員会の所掌事務等について所要の改正を行うこと。

5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第五条関係）

1 法律の目的規定から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、原子炉の設置の許可等の基準のうち原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除すること。

2 原子力の安全の確保のための規制は、環境大臣が行うものとすること。

3 災害が発生した原子力施設について、当該施設の状況に応じた適切な方法による管理を行い、原子力安全を確保するための規制を導入すること。

4 環境省に、この法律の運用に関する技術的事項を調査審議し、意見を提出させるために、審査専門委員を若干人置くこと。

5 環境大臣は、この法律による権限を原則として原子力規制庁長官に委任すること。

六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第六条関係）

- 1 発電用原子炉施設の工事の計画の認可基準に発電用原子炉設置者の品質管理体制等を追加すること。
- 2 発電用原子炉設置者が講ずる保安のために必要な措置として、重大な事故が生じた場合における措置を含むことを明確化する等、重大な事故への対策を強化すること。
- 3 許可済みの発電用原子炉施設について、環境大臣が許可基準を改正した場合であつて、発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が改正後の基準に適合していないと認めるとき等において、発電用原子炉設置者に対し、発電用原子炉施設の使用の停止、改造又は修理等を命ずることができる」とすること。
- 4 発電用原子炉を運転することができる期間を、最初に使用前検査に合格した日から起算して四十年とすること、ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏ますこと。

まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとすること。

5 発電用原子炉施設等の安全性の増進を図るため、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかな変更についての届出制度及び設備の型式承認制度を導入すること。

6 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理を行うこと。

7 原子力事業者等が、災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化すること。

8 環境大臣は、原子力施設の設備の製造を行う者等の事業所への立入検査等を必要に応じて行うことができることとすること。

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第七条関係）

1 許可済みの加工施設等について、環境大臣が許可基準を改正した場合であつて、加工施設等の位置、構造又は設備が改正後の基準に適合していないと認めるとき等において、加工事業者等に対し、加工施設等の使用の停止、改造又は修理等を命ずることができることとすること。

2 加工事業者等が講ずる保安のために必要な措置として、重大な事故が生じた場合における措置を含むことを明確化する等、重大な事故への対策を強化すること。

3 発電用原子炉設置者等が、発電用原子炉施設等の安全性について自ら評価し、その結果等を環境大臣に届出をし、評価の内容について公表する制度を導入すること。

八 放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正（第八条関係）

放射線審議会を文部科学省から環境省に移管すること。

九 電気事業法の一部改正（第九条関係）

電気事業法における検査等の事務のうち、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）に関する事務を経済産業大臣と環境大臣の共管とすること。

十 電気事業法の一部改正（第十条関係）

電気事業法に基づき実施している原子力発電工作物に対する原子力安全規制を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に一元化し、電気事業法の関係規定を整備すること。

十一 環境基本法の一部改正（第十一条関係）

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とすること。

十二 原子力災害対策特別措置法の一部改正（第十二条関係）

1 原子力事業者防災業務計画の協議等に係る対象都道府県知事の拡大、原子力事業者に対する防災訓練の結果報告の義務付け等により原子力災害予防対策の充実を図ること。

2 原子力災害対策副本部長及び本部員の拡充により原子力災害対策本部の強化を図ること。

3 原子力緊急事態解除宣言後においても原子力災害対策本部を存置し、市町村長が避難指示等をできることとし、原子力災害事後対策の円滑化を図ること。

4 環境大臣は原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を定めることとすること。

十三 独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正（第十三条関係）

1 原子力災害が発生するなど緊急の必要がある場合において、主務大臣が独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）に対して必要な業務の実施を求めることが可能となること。

2 研究所の業務のうち、原子力事故に由来する放射線の人体への影響並びに当該放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項について、主務大臣に環境大臣を加える等すること。

十四 循環型社会形成推進基本法の一部改正（第十四条関係）

放射性物質及びこれによつて汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とすること。

十五 独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正（第十五条関係）

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の主務大臣を環境大臣とし、機構の目的として原子力災害の予防等に関する業務を行うことを明確化し、業務を追加すること。

十六 特別会計に関する法律の一部改正（第十六条関係）

エネルギー対策特別会計の区分経理の対象となる対策として「原子力安全規制対策」を新設すること。

第二 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

1 この法律の施行期日を平成二十四年四月一日とすること。

2 第十二条関係（原子力災害対策特別措置法の一部改正）の一部の施行期日を公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

3 第六条関係（原子炉等規制法の一部改正）等の施行期日を公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

4 第七条関係（原子炉等規制法の一部改正）等の一部の施行期日を公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

二 既設の発電用原子炉に対する規定の適用関係の整理を含め、この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。（附則第二条から第二十八条まで及び第三十一条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第二十九条関係）

四 その他の関係法律について整備等すること。（附則第三十条及び第三十二条から第六十五条まで関

係
(